

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和元年8月21日 午前10時01分 開 議

出 席 委 員

委員長 川 村 成 二
副委員長 宮 嶋 謙
委 員 鈴 木 良 道
委 員 櫻 井 健 一

欠 席 委 員

委 員 来 栖 丈 治

出 席 説 明 者

市長公室長 辻 和 徳
政策経営課長 槌 田 浩 幸
地域未来投資推進課長 稲 生 政 次

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 澤 田 幸 一

議 事 日 程

令和元年8月21日（水曜日）午前10時01分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 千代田神立ラインの運行案及び霞ヶ浦広域バスの運賃改定について
 - (2) 通学定期券購入費助成事業について
 - (3) 市内における企業立地の動向について
 - (4) 古民家を活用した茨城ブランド力向上事業について
 - (5) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について
 - (6) その他
3. 閉 会

開 議 午前10時01分

○川村成二委員長

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中、お集りいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、タブレット端末に掲載いたしました会議次第のとおりであります。

なお、本日の事件に関する資料につきましては、タブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1)千代田神立ラインの運行案及び霞ヶ浦広域バスの運賃改定についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

改めまして、おはようございます。お願い申し上げます。

それではまず、1番といたしまして、千代田神立ラインの運行案及び霞ヶ浦広域バスの運賃改定につきましてご説明をさせていただきます。

千代田神立ラインの運行形態につきましては、内容を協議いたしまして、現在、関東運輸局へ認可申請を行っているところでございます。また、霞ヶ浦広域バスの運賃改定につきましても、こちらも現在、認可申請を行っているところでございます。現時点におきまして認可がされたわけではございませんので、ご説明は案という形でご説明をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、政策経営課長よりご説明申し上げます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

それでは、説明をさせていただきます。

1 ページになります。千代田神立ラインの運行案についてからの説明とさせていただきます。

運行目的といたしましては、J R 神立駅を拠点といたしまして、神立病院、千代田ショッピングモール周辺、さらには土浦協同病院を結ぶ新たなバス路線を 10 月 1 日から土浦市とともに運行するものでございます。

運行方法といたしましては、定時定路線型でございます。

3 の運行形態でございますけれども、運行事業者につきましては、関東グリーンバス株式会社様にお願いをするものでございます。運行車両につきましては、車種といたしましては小型ノンステップバス、31 人乗りの 15 席のバスを利用するものでございます。こちらにつきましては、以前に霞ヶ浦広域バスで使用していたバスを修理、レストアしたものでございます。写真にもありますように、こちらのバスですね、当面、右左このように色の違った、右側の青い部分がアジサイの柄となっております。正面向かって左側が桜の柄をモチーフとしたバスとなっているものでございます。

次のページでございます。4 の運行路線及びバス停留所でございますけれども、こちらにつきましては、7 ページにあります別紙 1 をごらんいただければと思います。

神立駅西口を拠点といたしまして、神立病院、大塚団地、さらには角来を經由しまして、神立駅東口、さらには最終便といたしまして土浦協同病院までのラインでございます。こちらの運行本数でございますが、1 日 7 往復 14 便を予定してございまして、運行距離といたしましては 13.5 キロメートルを 40 分で結ぶバスラインとなっております。

さらに、運賃でございます。こちらにつきましては、8 ページの別紙 2 でございます。

現金運賃と I C 運賃ですね。P A S M O、S u i c a 等をご利用することができるような運賃料金回収となっておりますのでございます。

なお、運賃につきましては、例を申し上げますと、一番左下でございます。神立駅西口から神立病院へ向かった場合には、現金運賃としましては 200 円、I C 運賃といたしまして 199 円でございます。さらに、右上でございます。土浦協同病院とございますけれども、そこから 2 つ下の神立駅東口ですね、こちらを利用した場合には、I C 運賃で 263 円、現金運賃では 270 円ということでございます。さらに、全線を乗りますと、神立駅西口から土浦協同病院まで乗りますと、現金運賃で 530 円、I C 運賃で 525 円というような運賃体系となっているものでございます。

さらには、次の時刻表でございます。時刻表につきましては、別紙 3 でございまして、9 ページにございます。

1 便から 14 便ということでございます。まず、一番最初の便が左側の「神立駅西口／東口発」と書いてありますけれども、その下のところの神立駅東口から第 1 便が出まして、6 時 55 分始発でございます。その便はそのまま土浦協同病院のほうへ向かってまいります。土浦協同病院は 7 時 10 分着でございます。第 2 便は、その土浦協同病院から出発いたします。右側に「2 便」と書いてあるところです。土浦協同病院を 7 時 15 分に出発いたしまして、神立駅東口、東口から角来、三輪眼科、大塚団地、神立病院、そして、神立駅西口ということで 8 時に神立駅西口に到着する予定でございます。3 便につきましては、東口で回送となりまして 8 時 10 分発ということで、そちらは土浦協同病院へ 8 時 25 分に着でございます。第 4 便は先ほど 2 便と同じように、土浦協同病院発、最終的に神立駅西口に行くというようなことでございます。そのような形で 1 便から第 14 便まででございます。14 便の最終発が 19 時 35 分発、神立駅着予定が 19 時 50 分着ということで予定をしている内容でございます。

さらに、こちらのバス路線を利用促進をするものとしたしましては、3ページに戻りますけれども、ホームページや広報誌での広報活動、さらには啓発ポスターを作成いたしまして市役所、公共施設のほか、バス路線の協力いただきます施設や企業等に掲示を依頼するものでございます。さらには、「公共交通利用ガイド」を作成いたしまして、路線バスや公共交通の利用支援策などの情報を掲載して作成し、全戸配布を予定してございます。また、このバスの中には無線LAN（Wi-Fi）でインターネット接続サービスを提供する予定でございます。また、バスの位置情報などを提供するバスロケーションシステムを導入し、利用者の利便性を図ってまいりたいと考えているところでございます。また、先ほど申し上げましたけれども、交通ICカード（PASMOやSuicaなど）に対応した料金回収を図ってまいります。

さらに、こちらの運行経費でございますが、料金収入をもととするのは当然でございますが、それ以上、運行経費がかかることが予想されますので、そちらにつきましては土浦市と本市の地域公共交通会議とで負担するというところで考えておるところでございます。

なお、神立駅東口から土浦協同病院までの区間につきましては、本市の地域公共交通会議が負担するというところで協議が調っているところでございます。

これまでの経緯と今後の予定でございましては、これらの協定書につきましては7月18日に締結をいたしてございます。現在、先ほど公室長からご説明がありましたように、計画の認可申請・協議運賃の届け出をしているところでございます。また、一般乗合自動車運送事業の認可を、その結果を受ける予定でございます。今のところ変更とか、こちらへの調査というものは来ておりませんので、このまま認可が受けられるものと理解しているものでございます。そちらの認可が8月下旬から9月上旬を予定してございます。9月上旬になりまして、先ほど申し上げました啓発ポスターの掲示を依頼、さらにはプレスリリース等々、広報活動を展開してまいりたいと考えてございます。9月下旬にバス停留所、先ほど見ていただきました停留所でございますけれども、そちらのバス停を設置、現地に設置をする予定でございます。開通記念式典を9月の下旬に開催いたしまして、10月1日に運行開始を目指すものでございます。

千代田神立ラインの運行につきましては以上でございます。

続きまして、霞ヶ浦広域バスの運賃改定についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げられるということで、それに伴いまして霞ヶ浦広域バスの運賃の改定をいたすものでございます。

運賃改定の実施予定日といたしましては、10月1日火曜日からということでございまして、改定内容といたしまして、別紙の6になります。改定の幅につきましては、そのまま据え置きになるものと10円、さらには20円の改定というものでございます。こちらにつきましても、霞ヶ浦広域バスにつきましてもICカード、PASMOに対応してございますので、下段がICカードを利用した場合の運賃ですね。上段が現金利用時の運賃ということで、赤い太字が10円の改定でございまして、青の太字が20円の改定ということとなっております。ICカードの運賃を基本料金といたしてございますので、現金運賃につきましては10円上がるものと20円改定になるものと、このような形で出てくるものでございます。

さらには、定期運賃でございましては、現在スクールバスを発行してございましては、こちらにつきましては、学生の利用促進を図る目的で発行いたしてございましては、発行額につきましては月1万円という額をそのまま据え置くものでございます。

なお、定期運賃につきましては、1カ月、3カ月のものがこちらにはございます。

これまでの経緯と今後の予定でございますが、5月31日に運賃改定の届け出をいたしてございます。今後、運賃改定の認可がおりるものと考えているところでございますが、こちらにつきましても広報、ホームページ、広報誌等で周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、こちらにつきましても、千代田神立ラインと同様に、バスの位置情報を提供できますバスロケーションシステム導入を10月1日から図るというものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。よろしいですか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

PASMOとSuicaの利用ができるということなんですが、何かポイント還元ができるようなカードを、この先導入するような案というのはございますでしょうか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今のところ、交通ICカードのみの運行ということで考えてございます。

○川村成二委員長

それは市としての返答ですか、それとも業務委託する関東鉄道の考えの説明なのかを整理して発言していただくほうがよいと思いますので。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、バスの運行を委託している関鉄グリーンバスとの協議の中でICカードを導入するところまでは協議が調っているところでございますが、今後そのポイントが付与できるカードの導入というのは、今、協議はいたしていないところでございますので、今のところPASMO、Suica等の交通ICカードで、しばらくの間、運行するような形になります。ただ、そちらにつきましてはちょっと確認をさせていただいて、今後グリーンバス等で対応ができるものがある場合は、こちらも対応させていただければと考えております。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井健一委員

では、今後の可能性はあるということでの認識でよろしいですか。バス会社のほうの意向が、もし委託会社のほうでそういうのを導入した場合には可能性はあるということですか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変申しわけありませんけれども、現在、バス会社とのシステムが整っているのはPASMOとSuicaということでございまして、それ以外のそのポイントが付与されるカードに対しては、現在体制が整っていないということでございます。ですので、今後どのように、余り期待を持たされるよ

うな回答はできるかどうかわかりませんが、ちょっと調べさせていただきたいと考えております。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時20分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

霞ヶ浦ラインですか、公共のバスを使ったときの消費税の還元、何とか先行き使えるようなものができるといいなというような案として発言いたします。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私どももそれを受けまして、関鉄グリーンバスのほうと協議をさせていただければと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

千代田神立ラインの新設に伴って、旧霞ヶ浦地区の方が広域バスを利用してということと考えると、おおつ野北のあたりでの乗りかえで、駅、あるいは千代田地区へ向かうことができるようになるように思えるんですね。そうすると、ここの乗りかえの利便性というのが、結構重要なポイントになってくる。乗りかえ場で待てるのかとか、時間的にうまいタイミングで乗りかえができるのか、そういうことがあれば旧霞ヶ浦地区の人も線路の反対側に行きやすくなるということになると思うんですが、その辺はどのような形になりますか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在ですね、JRと今、宮嶋委員おっしゃいましたように、JR神立駅での利用ということも考えてございまして、そのように霞ヶ浦地区の方が広域バスを利用して、おおつ野台、あるいは土浦協同病院で乗りかえまして神立駅に向かってバスで、8時台のバスですけれども、乗りかえられるようなバスの時刻のほうをとっているところでございます。神立駅東口に7時30分に到着する第2便でございまして、そちらでバスに乗って石岡方面等へ、土浦方面等へ乗りかえて通学できるような案を考えているというか、そのようなバスの便になっております。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

今のところはその1便ということでしょうか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

通学といいますと、その便に限られてしまうかなと思います。それ以外の便でありますれば、待ち合っていて、JRに接続は可能ですので、それでちょっと待っていただくような形になるかもしれませんが、今、私どもで調べていたものは第2便の朝、子どもたち、あるいは通学・通勤の方が利用できるかというところを提案させていただいてございます。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

その情報はとても有効というか、市民にとって大きな情報になると思うんですね。昼間の便に関しても、こんな形で新しいバス路線を活用すれば、ショッピングモールとか千代田本庁舎とか神立病院とか行きやすくなるよというような利用案内といいますかね、そういったものを積極的に市民の皆さんにお伝えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

これからPR、ホームページ等、広報誌等で広報してまいりますので、そのときに一例として、そういったことも運用例として挙げられると思いますので、今後対応してまいりたいと考えます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(2) 通学定期券購入費助成事業についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、2番でございます。通学定期券購入費助成事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、こちら令和元年度の8月8日の時点での申請者数やその内訳等につきましてご報告をさせていただく内容となっております。

詳細につきましては、政策経営課長よりご説明申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

続きまして、通学定期券購入費助成事業につきまして、説明をさせていただきたいと存じます。

こちらの事業でございますけれども、平成29年4月から鉄道を利用して県外への大学、短大、専門学校などに通う学生の保護者の経済的負担を軽減するために設けている補助事業でございます。通学定期券の購入に要する経費の一部を助成しているものでございます。

令和元年度でございますけれども、8月8日時点で申請者数242名の方から申請を受けているところでございます。このうち92名の方が新規の申請というようなことでございます。

通学先でございますけれども、8割以上の方が大学でございます、そのほか大学院、短大、専門学校というような内容でございます。通学先の都府県別でございますが、東京都が一番多く、令和元年度につきましては68.2%の割合でございます。そのほか千葉県、埼玉県、栃木県というような形でございます。

なお、今年度の傾向でございますが、千葉県、埼玉県へ通学する子どもたちを検証いたしまして、東京都へ通う子どもたちがふえているというような状況でございます。

次のページでございますけれども、現在交付決定金額の概算でございますが、交付決定金額といたしまして1263万9000円の決定をいたしておるところでございます。

今後の予定でございますが、令和2年、来年になりますが、3月13日までを期限といたしまして、実績報告書をいただきまして、助成金につきましては4月中までにお支払いをするような内容でございます。

説明につきましては以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

平成29年度の数字を教えてくださいたいんですが。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時29分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

それでは、平成29年度からの推移について、後日資料として配布をお願いいたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ただいま手持ちの資料がございませんので、そのようにさせていただきます。よろしくお願ひします。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

そもそものこの助成事業の目的に挙げられていたのが、県外の大学へ通学する際に下宿など、向こうに住居を移して、そのまま帰ってこない人がいらっしゃるということで、それを食いとめて、かすみがうら市から通っていただいて、そのまま就職もこちらのほうから通ってやってもらいたいというようなことだと思うんですね。その目的にどれだけ寄与したかどうかという評価ですね、この辺に

ついてはどのように調査、評価していく予定でしょうか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

利用していただいた家庭に対しましてアンケート調査をさせていただきますので、そこで今後の動向等を把握してまいりたいと考えております。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

それはぜひ結果が出ましたら、ご報告いただきたいと思います。

それと、交付決定額が1263万9000円ということで、なかなか大きな金額になっているかとは思いますが、市内のお住まいの方の交通利便性などを考えた場合に、乗り合いタクシーの件もありますけれども、お金の投入の先について、私はいささかちょっと疑問に思っているんですね。1200万もかけて外に通っていく人のお手伝いをすることが、本当にお金が先々市に返ってくるものなのかどうか、その辺をしっかりと検証したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○川村成二委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、お答えいたします。

確かに1263万9000円という交付額となつてございますけれども、こちらにつきましても、子育て支援という目的も一部持っていることであろうかと思っておりますけれども、そちらにつきましては、今後とも効果のほうは検証をしてみたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

申請者242名のうち92名ということなんですが、申請に落ちるような、省かれるような理由というのはどのようなことが挙げられるのでしょうか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時33分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

これ申請して落ちる理由というのに挙げられるものは何か、どういうものが挙げられるのでしょうか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

申請の段階でご相談をさせていただくような形のスタイルをとっておりまして、通学定期の助成ということで、県内にご通学されている方なども問い合わせはございます。そういった方につきましては、問い合わせいただいた段階で、あるいは申請窓口へ来ていただいた段階で、県内につきましては現在対象となっていないという旨はお伝えして、申請から落ちるということはないんですけれども、そのような形で交付対象じゃないというようなことはお伝えしてございます。

基本的に申請をいただくということになります段階では、県外へのこの助成対象者ということになりますので、要件が満たしている方になっております。ただ、交付ができなくなってしまうような形も、現在はないんですけれども、例えば通学定期の控えをとってなかったとかということになりますと、なかなか難しいところにはなってくるところで、そういったことで減額ということはあるべくないような形はとらせていただいておりますが、極力その支払った証拠のものをご提出いただくような形をとって対応させていただいております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

その周知なんです、どのようなところでこの交付があるということを広めていくのかなというのを聞きしたいんですけれども。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ホームページと広報誌等で現在PRを、広報活動しているところでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時39分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

続きまして、(3)市内における企業立地の動向についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、(3)番です。市内における企業立地の動向につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、これまで企業誘致活動の中で上げてまいりました実績に加えまして、現在の状況、また今後の予定等につきましてご説明をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、地域未来投資推進課長よりご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時45分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

説明を求めます。

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

では、資料に基づきましてご説明をいたしたいと思っております。

まず、1ページ、市内企業の動きですけれども、①から⑧番についてご説明いたしたいと思っております。

①の山田製薬株式会社につきましては、平成28年度の立地となっております、助成金については平成29年度から令和元年度、本年度が最終年度となり3年で分割しての支払いとなっております。

続きまして、栗田アルミ工業株式会社ですけれども、平成30年度の立地となっております、こちらについては助成金のほうが平成30年度から令和2年度までの助成となっております。

続きまして、③クレハエクストロン株式会社ですけれども、こちらについては本年10月に操業開始ということで予定されております。

4番のダイプラ株式会社ですけれども、こちらと同じく本年10月の操業開始予定となっております。

5番目の株式会社ポテトかいつかですけれども、本年度中に操業開始の予定となっております。

6番の株式会社せきですけれども、こちらについてはまだ着工前というような状況で、本年度中に着工するというような情報をいただいております。

⑦の亜細亜株式会社ですけれども、これは牛渡小学校の廃校活用ということで、現在のところ、立地のほうは令和2年度以降というような話として聞いております。

⑧につきましては、志士庫小学校の活用案件でして、こちらは企業誘致ということで、私のほうの部署で動いている案件で、今のところ令和3年度以降の立地ということで進めております。

続きまして、次のページですけれども、こちらは企業の概要となっております。

山田製薬株式会社に関しましては、敷地面積が約2,000平方メートルの立地となっております、補助金額が1億150万円。

栗田アルミ工業株式会社につきましては、土地が約3ヘクタールで、助成金額が7253万1000円となっております。

続きまして、クレハエクストロン株式会社ですけれども、こちら天神工業団地、旧クレハエクステック株式会社跡地に立地しております。こちらについての助成金額ですけれども約2億500万円ほど今のところ予定しております。

続きまして、4番、ダイプラ株式会社ですけれども、こちらは逆西工業団地、旧タキロンの工場跡地ということです。こちらについても補助金額は2億500万円ということになっております。

今の3番、4番については今のところ見込みということです。事業費が確定次第、支払いに移りたいと思います。

続きまして、株式会社ポテトかいつかですけれども、現在の本社裏の土地約1.7ヘクタールに工場を建設中でございます。事業費については12億8000万円ということで、補助金額については今後、精査をしている段階でございます。

続きまして、株式会社せきですけれども、こちらは旧経済連の跡地に立地しておる企業ですけれども、現在、工事着工前ということではありますが、事業費については6億5000万円、補助金額については現在、精査中ということになります。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問等はございませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

続きまして、(4)古民家を活用した茨城ブランド力向上事業についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、4番の古民家を活用した茨城ブランド力向上事業につきましてご説明をさせていただきます。

こちらのブランド力向上事業につきましては、県の事業でございまして、県では平成30年度から取り組みを行っているところでございます。本市におきましても、歩崎地内の古民家をこの制度によりまして活用させていただきまして、整備をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。今後予算関係につきましても、9月の定例会への補正のご提案等も予定させていただいているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、地域未来投資推進課長よりご説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

では、ご説明を申し上げます。

まず、古民家についてなんですけれども、古民家という定義なんですけれども、明確には存在していないということで、一般社団法人全国古民家再生協会というのがございまして、こちらによりますと、昭和25年以前に建てられたものです。築約50年ほどたったものが古民家と一般的に言われております。また、国の文化財登録制度というのがありまして、こちらについても築50年以上の建物が登

録の対象になっておりますので、これを参考にしたような基準となっていると思われま

平成 25 年度の住宅・土地統計調査によりますと、古民家は県内で 3 万 2000 戸で、その中から本市内では 800 戸程度存在しているということが想定されます。この中には、歴史的・文化的な価値を持つ古民家も含まれております。また、その建物ですけれども、持ち主の世代交代が進む中で朽ち果ててしまうような傾向が現在は見受けられる。空き家がふえているというような状況もありますので、そうした建物、貴重な建物は少なくなってきたということ

県内のそうした古民家につきましては、民間を含めた活用状況が見受けられまして、現在 127 件の活用が確認されまして、全体のそのうちの半数が食事、またカフェ、そして、宿泊施設として活用されまして、宿泊としての活用は 20 件程度である。

今後、古民家を地域における地域資源としまして、周辺の観光資源と連携しながら、宿泊を初めとしまして多様な活用を構築することで、県内におけます新たな価値や人の流れの創出に寄与することができるのではないかと考えております。

こちらの、今、申しました資料に書かれたことにつきましては、県の今回の事業についての説明の内容からちょっと抜粋させていただいております。

そうした中、国の動きとしましては、まずは観光庁の取り組みとしまして、歴史的資源を保存するから活用するというような動きに変わってきております。

観光庁の取り組みの 1 つとしまして、「歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進」ということを掲げております。こちらの事業につきましては、平成 28 年度から各地域で古民家等を観光資源として活用している民間有識者からのヒアリング等を行いまして、課題と対応策や今後の方向性について検討をまいっております。

平成 29 年度までには、人材や自治体連携・情報発信、金融・公的支援、規制・制度改正などの課題に対しての支援策を取りまとめまして、2020 年度までに全国約 200 地域での取り組みの展開を目指すということにしております。

あわせて、平成 29 年度には意欲あります地域を官民一体のワンセットで支援する体制を整備しております。地域からの相談を具体的に受けるため、観光庁が情報提供と相談窓口となるホームページを公開しております。事業を推進するために必要となる支援策についても、その中で公開して対応しているというようなところで

続きまして、2 ページに移りますけれども、次は、文化庁の取り組みですけれども、こちらは歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業というのが、平成 29 年、平成 30 年と行われております。その後、現在、文化財保護活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業というのが本年度から、名称は変わりましたが、引き継いでの取り組み事業として推進されております。

本市におきましても、この文化財保存活用地域計画というものにつきましては、博物館が中心となりまして、現在のところ令和 2 年から令和 3 年の 2 年間をかけた計画を準備して、策定を進めておるところです。また、令和 4 年からは事業を実際に実施するというような動きもあるようです。

こちらのこうした流れにつきましては、文化財保護法の改正もリンクされているところであります。昨年度の改正で、本年 4 月 1 日施行となっております。この改正の目的ですけれども、過疎化、少子高齢化などを背景にしまして、文化財の滅失や散逸等の防止が課題であるとして認識してございまして、未指定を含めました文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要と思われま

中で、文化財として指定がない、現在この計画で考えております古民家につきましても、貴重な資源として活用保存が必要ではないかというところが定められているところであります。

そうした中、前段にご説明しました茨城県の取り組みですけれども、古民家を活用しました茨城ブランド力向上事業というのが、昨年度から始まっております。目的としましては、訪れてみたい古民家がたくさんあります茨城県は古民家のメッカだというようなイメージを定着させまして、茨城県のイメージアップとブランド力向上を目指すというようなものです。主な効果としましては、地域のにぎわいの創出や地域コミュニティの復活、誘客促進、雇用の創出、移住・定住の増加、空き家の減少、伝統技術の伝承等が効果として見込まれております。

続きまして、本市の中の取り組みですけれども、本市としましては、雄大な霞ヶ浦に面した歩崎地域を中心としまして、地域資源を活用しましたサイクリングをあわせてさまざまな体験プログラムを実践しております。それによりまして、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指すこととして取り組んでおります。そうした中、昨年度につきましては、今後の取り組みの具体的な方策の方向性をまとめました歩崎地域観光振興アクションプランを策定しているところです。その中で現在、歩崎地区の大きな課題としまして宿泊施設がございませんので、そうしたものを民間活力を活用した宿泊施設の整備や宿泊に寄与するようなコンテンツの不足というようなことが課題として、今後の計画に反映させていくというようなことで挙げられております。今回のそうした中、古民家を活用した改修事業につきましては、宿泊機能の強化、そして、新たな体験プログラムの充実に寄与できるとして、市としても位置づけられると考えております。

続きまして、古民家を活用した茨城ブランド向上事業ですけれども、こちら、地方創生推進交付金の事業となっております。平成30年度からの県の独自の事業としてスタートしております。昨年度につきましては、途中でですね、9月補正で県のほうは予算化をして事業に取り組んでおるところですけれども、主な内容としましては、昨年度につきましては古民家の実態調査を行いました。また、古民家活用の方策を検討するための古民家活用合同研究会を立ち上げて、昨年度は2回ほどこの研究会において調査の結果の古民家の活用の状況であるとか、今後の方針についての検討を重ねております。研究会のメンバーとしましては、自治体や金融機関、大学、民間企業・団体等が入っておりますが、中の方々につきましては、古民家に知見のある方を選定されております。

そうした中、最終的に7市内で12カ所の候補地が挙がりまして、その中から古民家研究会の中でいろいろ検討を重ねた結果、本市の歩崎に存在しますS家が第1候補として挙げられたわけですけれども、年を変わりました本年度ですけれども、その研究会の中でいろいろ話があったんですけれども、Sさんのお宅が第1候補として挙げられた。条件として、まず、所有者が地域のために活用することを望んでいるということで、物件について全て寄附して市に活用していただけないかというような申し出がありました。

そうした中、ただ、県の改修費の予算が本年度については1000万ということで、物件が決まらない中の予算組みであったということもあると思うんですけれども、そのS家の規模からしますと、1000万ではちょっと改修費は足りないんじゃないかというのが懸念としてありました。そうした中、市としましても残りの改修費を市の大きな負担となるところも考えられましたので、県単独でこの地方創生推進交付金事業にエントリーをしておりましたが、その県単独の交付金事業につきまして市も相乗りするような形で上乘せができないかと、要するに国県からの助成金を受けられないかということで地域再生計画のほうの変更の申請を年度明けに行っております。

そうした事業の内定が8月に国のほうからありまして、変更の申請が通ったというようなこともあ

りましたので、今回このような説明に至るということです。

続きまして、こちらの場所ですけれども、ちょうど周辺地図のほうを見ていただくと、歩崎公園の中心地、かすみがうら市の水族館と県道を挟んだすぐ前ということで、ちょうど立地的にもかなりいい場所であるということです。今回の選定に当たりましては、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿いに隣接する古民家というような県の方針がありましたので、そうした考えに合致する古民家としてちょうど該当が決まったということになります。

こちら物件のほう「S家」と書いてありますが、志戸崎の郵便局長さんの実家のおうちです。住宅の敷地内には母屋と門ですね、瓦ぶきの門と土蔵、倉庫が存在しておりまして、全体的に77坪の家屋、それから、3筆に分かれておりますが、合計で3,223平方メートルの土地ということになります。こちら全てをSさんのほうから寄附をいただいて、市のほうに活用していただきたいというような意向を示しております。

続きまして、こちらの事業の今後の進め方ですけれども、改修については、本取り組みについてなんですけれども、茨城県と合同でやる中で、茨城県としても今後、来年度以降、新たに古民家をさらに改修していきたいということで考えておりまして、今後の展開に向けますモデル的な事業としてやりたいというような考えを持っております。

そうした中、本市としましてもこうした地域にあります貴重な文化資源につきまして、地域を巻き込んだ形で活用していくということが今後、長い期間で運用していく中では必要であるということを考えてまして、ボランティアの方を募集しまして改修に当たりましてはいろいろワークショップ等を組み入れて、地域の方々と一緒に改修していくというような事業として展開していきたいということを考えております。こちらの事業については、10月に発注をしまして、年度内の完成を目指しております。

続きまして、8ページですけれども、具体的なスケジュールに移るんですけれども、8月には国の内示がありましたので、今月については寄附の受け入れの手のほうを進めております。9月には補正予算として改修費を計上することを考えておりまして、歳入につきましては国及び県を合算しまして1500万円、歳出につきましては市の単独の負担金500万円をプラスしまして2000万円、プラス測量、現場の土地の境界測量としまして52万8000円ということです。10月から改修が始まりまして、12月には条例の整備、そして、年度内に改修を終了しまして、6月までに指定管理者の指定を行いまして、7月から宿泊事業を開始したいということです。

運営の形態ですけれども、民泊サービスを提供するとしますと、まずは旅館業法に、普通の旅館の許可を得るか、それから、住宅宿泊事業法、自分が住んでいて、その家を宿泊者に提供するというようなものですけれども、この2つのいずれかが該当となりますが、いろいろ検討した結果、旅館業法による許可を得て進めるというような形を選択しようかなと考えております。

KPIですけれども、宿泊者数につきましては年間280名ほど、それで宿泊料につきましては、これは参考値で5,000円ということで140万円ということです。今後の決まっていない点につきましては、今後の検討課題となるんですけれども、また、飲食等につきましては、株式会社未来づくりカンパニーが実施しておりますレストランのほうとの連携を図ることも可能かなと考えておりますし、また、いろいろな体験プログラム等につきましても、宿泊者に提供するのも未来づくりカンパニーが連携できるかなということで考えております。

なお、この宿泊者数につきましては、年間、休日を4人で宿泊をしますと約140日で560人で、利用率を50%見まして280人というような数字を出しております。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただ今の件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

ちょっと説明でわからなかったところを教えてくださいたいんですが、今後のスケジュールの中で寄附の受け入れ手続というのがありますが、寄附というのは具体的に中身は何でしょうか。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

まず、寄附の申出書を本人のほうから取得しまして、内部決裁の上、寄附を受け入れということになります。そのほかに、まず同時に所有権の確認であるとか、現在、進めてはおりますけれども、そうした登記簿上のものであるとかというのをしっかり物件のほうを確認をして、さらに予算が認められればそれを測量して、現場を確認して、最終的に寄附の申し込みを受け入れますよというふうな通知を本人にさしあげまして、それが終わった後に市役所のほうでの嘱託登記で所有権移転登記を行うというようなことで進めてまいります。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

寄附で市のほうが受け入れた場合は、今後は市の所有ということになります。この事業が永遠に継続するということではないと思うんですね。そうすると、場合によっては負の遺産にもなりかねないということもあるんですけども、その辺の検討というのはされたんでしょうか。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

今回、推進交付金の事業ということもありますので、今回、家屋の改修ということで、その事業で費用を賄うということになりますと、建物の耐用年数が当然ありますので、その期間は当然活用を図っていくという考えでおります。その後、恐らくどういうふうな判断になるかというところは当然出てくると思いますが、今回、S家の土地については、ちょうどあゆみ庵、民家園が上にありまして、そこから流れていく公園の敷地に隣接をしております。観光課との協議の中でも、そうした公園の一部として活用できるということで考えておりますので、耐用年数30年ぐらいになると思うんですけども、それ以降について、そういった見きわめも持って公園の一部として活用していくというような考えでおります。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

歩崎地域の観光全体を考えたときに、前回の私の一般質問の中でも、大きな公園の設置なども今後検討していきたいというようなお話がありました。水族館ですとか、その横にある小さな公園とか、

あそこら辺をもうちょっと大規模に大きなものにして、周辺から人たちを呼び込めるようなものに変えていくような検討も進めていきたいというようなご答弁がありましたね。それと連動したような内容で森林公園も、より活性化させる意味でも場所的には非常に私もいい地域じゃないかなというふうに考えているんですが、そういうことを考えると宿泊施設よりはむしろ日帰りのお客様が楽しめる、寄って食事するのかお土産を買われるのかわかりませんが、そういうような施設のほうが、よりたくさん活用されるんじゃないかなというふうにも思われるんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

おっしゃるようなことで、歩崎地域を今後どうしていくかというのは、歩崎のアクションプランのほうで昨年もいろいろ検討を重ねておりました。その中でも、要するに検討の主なポイントとしては、日帰り客よりもやはり宿泊をするお客さんを、滞在する時間を長くするというところがやはり今後、肝であるというような意見が多いというところがあって、ああいうプランになっているというところがあって、課題としてはその宿泊施設だということがあります。

これは、例えばの話になってしまうんですけれども、佐賀小のそういったグラウンドの案件であるとかというような、ちょっと昨年度からその進めてきた流れの中で、ちょっといい流れがあって、古民家もあわせてというような流れも実際は検討していたところで、そこが撤退するような形になりましたけれども、古民家のほうはぜひ宿泊をして滞在型でやって、そこは集客がどのぐらい来るかと、モデル事業ですから、今後やらないとちょっとわからないということもあるんですけれども、また、志戸崎地区については人口の減少であるとか空き家がふえているというような実態もあります。これも今後の構想の段階ですけれども、そうした空き家を活用して、1棟だけではなくて、それもどんどんモデル事業として成功のモデルをつくれれば広げていって、数件を運営することによって一つのホテルのようなイメージで、あの地帯を活用するということが当然可能だと思います。

そとれあわせまして、先ほど委員がおっしゃったような日帰りで遊べるようなそういう施設というのは当然必要かなと思います。例えば森林公園なんかにつきましては、大分前にあいった公園が開かれて、そのまま当時のままの状態です。今まで来ていて、何も手をつけられない今の状況で、そこを利用する方も少ないというようなことでありますので、そこは今後どうしていくかというのは、観光の部門でも検討してまいりたいと思うんですけれども、また、私のほうの部署としては、その企業の誘致的な立場からしますと、民間でそういった公園を活用して宿泊施設なりアトラクションなりというようなことをできるような事業者とも接触をして、誘致につないでいきたいというような考えは持っております。

以上です。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

これは卵と鶏の話になっちゃうと思うんですけれども、泊まれるところがないから人が来ないのか、遊べるところがないから泊まれるところの必要性が出てこないのか、どっちが先かね。私は今の持っている印象では、泊まるほど遊ぶものがないというのが現状のような気がするんですね。ただ、やはり楽しむ場所がふえて泊まりの人数が高まってきて泊まれるというのが一番いい流れかとは思いますが

が、いずれにしても、車の両輪的なものがあると思うので、ぜひ泊まって何をするかの部分を観光のほうとも詰めていただいて展開していただきたい。つくったはいいけれども、ここの運営会議にお金をつぎ込むために四苦八苦することのないように、ぜひご検討いただきたいと思います。

以上です。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

ただいまのご意見に対しまして、いろいろ検討を重ねまして、今後の運営につきましては指定管理者ということもありますので、市の負担が今後発生するということは明らかでありますので、それと今回の事業に対する効果、私がちょっと説明しましたようにモデル事業でありますので、それを波及して行って、一つの投資で、それに呼応して、また私のほうは民間企業の誘致ですから、そういった民間の一般の方が何かできそうなのということで、いろいろそういった周りの空き家を活用したりとか一体的に宿泊になるようなことに展開できるように頑張ると、それから、観光のツール、いろいろ検討しますと、先ほど委員もおっしゃったように、なかなかいい観光の素材がないというところを私も感じておりますが、外から来た方にしますと、やはり霞ヶ浦という資源とかの評価というのはかなり高いというのも印象として受けていますので、そのほかに農業であるとかいろいろな歴史的な資源であるとかというのも当然、私たちが気がつかないようなものをどんどん掘り起こして、今回の事業の相乗効果を上げていくというような考えでおりますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木良道委員

この事業主体が、茨城ブランド力向上事業ですか。そうすると、先ほどお話の中では全体で 2000 万でしたね。総額ね。そうすると、母屋があって、土蔵があって、門があって、これ 2000 万ではできないのでしょうか、この改修が。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

現在のところ、やはり費用の面もちょっと厳しいというところがあって、1000 万か 2000 万円増額しているということもありまして、その中、研究会の方からいろいろ意見をもらって、実際どの程度の改修費がかかるのかというような見積もりは仮にいただいております。その中で、大規模に、どちらかというとインバウンド向けで本当に全体的にフル的に柱だけにしまして、スケルトンで改修しますよというような改修については、さらに建築士の見立てでは 4000 万とか 6000 万とかという話も当然出ました。ですから、そういうところはちょっとできませんので、2000 万の範囲内で行けるといふところを今、考えておりますが、できるだけ現状のその雰囲気を残したような形の改修で考えております。ただし、水回りですね、バス、トイレ、キッチンなどについては、最新のものといひますか、そういったものを入れて、残りは既存の雰囲気を生かしたような改修になるような形を想定しております。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

わかりました。

そうすると、土蔵とかも、これも残すんでしょう。結局、文化財だから。だから、そんなお金は私
はできないと思うんですよね。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

現場を見ていただければ、その先ほどおっしゃったもの、土蔵についてはかなり朽ち果てていると
いうのはちょっとわかると思うんですけども、それについては解体をするのか、それとも例えば
解体をして一部残すのかというような検討は今後やっていきたいと思うんですけども、とにかくそ
の費用については2000万という限界がありますので、その中で要するに、勘案してやるということに
なっております。

○鈴木良道委員

わかりました。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

<委員長交代>

○宮嶋 謙副委員長

委員長をかわります。

川村委員。

○川村成二委員長

私としては、この歩崎地区に宿泊施設がないというのは、一つのマイナスポイントかなと思ってお
ります。というのは、農村環境改善センターを宿泊施設として整備しようという計画がありましたけ
れども、それも今ストップしている状態ですよね。ですので、この古民家を活用して、さらに誘客を
図るために、例えば浮き棧橋整備がされるわけですけども、そこの活用したプレイランドみたいな
こともPRとしてできますし、水族館をさらに拡充するだとか、いろいろな方策ができると思うんで、
この古民家の活用を契機に全体の見直しを図ってPRを図るということが、やはり必要だと思ってい
るんですけども、その辺の全体の見直しを今後どこが、どうやっていくのかというのは、何か考え
はあるんでしょうか。

○宮嶋 謙副委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

やはり先ほどのちょっと繰り返しになっちゃいますが、例えば森林公園であるとか、それから、民
家園、あゆみ庵というような一体的なところが担うんですけども、どうしても霞ヶ浦の周辺だと風
が強いであるとか虫の問題とか、湖岸沿いはいろいろ制約がありますので、そちらのちょっと離れた
森林公園等につきましては、今後何らかの手だてが必要かなということを考えて、観光の部門と
も打ち合わせはしておりますけれども、やはりどういうふうに関後、例えば日帰りでお客さんと呼ぶ、
そういった観光の資源にそれを変えていくかというところの具体的なものについて、ちょっと今、公

表できるようなものは現在ないんですけれども、やはりどうしても企業誘致という観点からしますと、そういった観光事業者に、私どもの考えですけれども、観光事業者に進出していただくような形ができないかなというところで、今ちょっと接触を図っておるところです。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員長

私は既存の施設を、さらにお金をかけてというよりも、今これからやろうとしていることに対して拡充していくというのがやりやすいと思うんですよね。ということで浮き桟橋整備を私、今、発言したのは、そこを活用して、例えばボートだとかヨットだとかカヌーだとか、あるいは土浦からの遊覧船がありますよとか、そういうことをもっとどんどんPRできると思うんですよ。そういうPRするための材料をちゃんと検討しないとできないんですよね。

ですから、そういったことで検討していただきたいということをお願いしたいのと、あとはつくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリスト向けの宿泊施設としての観点での効果を狙っているということからすると、今回のこの資料で6ページに周辺地図があるわけですよ。サイクリングロードがないんですよ。描かれてないんですよ。これが行政の力の入れ方の適当さかげんが見えてくるんです。今後こういう地図がいろいろなところに使われていくのに、サイクリングロードをちゃんと描いて、そこからどう道路がつながって、それが一目でわかるようなものにしないと、この前のページではサイクリストと言いながら、このページではサイクリストはどこで遊べるのというのがわからないんですよ。ですので、そういうことをちゃんと考えて、その周辺地図をもう少し目を引く資料にさせていただきたいと思いますので、ぜひ検討してください。

○宮嶋 謙副委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

申しわけございませんでした。こちらの周辺地図につきましても、今後の改修後のいろいろな、ここで何ができるのかというような魅力を伝えられるようなものに変えていきたいと思います。また、桟橋の利用につきましては、いろいろアクションプランのほうでも話が出ておりまして、湖上体験であるとか、そういったものもモニタリングでやったというところもありますので、カヌーや、それから、帆引き船の体験であるとか漁の体験であるとか、そういったものを含めての観光資源としてPRをして、それでここに泊まってもらうというようなセットでPRできるようなことで考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

<委員長交代>

○川村成二委員長

そのほかご質問ございますか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

これ最大で何名ぐらい泊まれるような施設になる予定なんでしょうか。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

畳の部屋が主に今のところありまして、そこをどういうふうに改修するかというのは、ちょっと今後の話としてありますけれども、大体古い家ですから、入って右側が土間みたいな感じになっていると、左側が普通の座敷ですけれども、そこに3部屋ぐらひはありますので、8畳の3部屋ですから、10人ぐらひは軽く泊まれる感じはしますけれども、いろいろ宿泊上の制限とか、そういった何人までとかという制限、制約がありますので、そういうのを勘案しながら規模的に考えていきたいとは思っています。

宿泊者につきましては、当然こういった建物の場合、ちょっと先日、潮来の磯山邸というのが既に古民家を潮来市で取得したものを改修して、8月から宿泊が実は始まっています。それで、その話もいろいろお伺いしてきましたけれども、やはり1棟貸しというようなことで考えておるといところなんですけれども、私どもの考えているこのS家につきましても、やはり1棟貸しじゃないと、いろいろ部屋も組み入れるとか、鍵が閉めれるとかというのはちょうどないので、やはりそういうことを考えると、あるグループ単位であるとか、あとは家族連れということターゲットにして考えております。また、グループにつきましては、そういったサイクリストのグループでツーリングの途中で泊まってもらうとかいうことも考えておりますので、サイクリストの自転車もかなり高額なものもありますので、家の中にその自転車を片づけ、しまえるような場所も設けて泊まれるようなことも当然必要なということで今は考えています。

以上です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

家族単位みたいなところでは3家族ぐらひが泊まれるような範囲ということで、これからも学級で、一学級だとかクラブでクラブを入れるというようなところはちょっと難しいような敷地面積でしょうかね。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

旅館業法での許可ということになりまして、大体1人3.3平方メートルというような基準がやはりありますので、こういったものを改修の面積とかによりまして算出して、最大人数というのが決まってくるので、ちょっと今の時点では何人までとかということにはちょっとまだ回答はできませんけれども、そういった制約の中で泊まれる最大の人数とはなります。

以上です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(5)第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、5番になります。第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定につきましてをご説明させていただきます。

第1期が2015年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されまして、各種事業を推進してまいったところでございますけれども、本年度、2019年度が最終年度となりますから、来年度から始まります第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が本年度必要となってくるものでございます。

今後の予定等も含めまして、詳細につきましては、地域未来投資推進課長よりご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

地域未来投資推進課長 稲生政次君。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

では、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

こちらについては、内閣府が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、国の総合戦略の策定に向けての基本方針というのを定めました。そうした概要の資料となっておりますが、本市の総合戦略につきましては、本市の人口ビジョンに掲げました、安定した雇用創出が新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、安心な暮らしを守り、地域と地域をつなぎ、定住を促進するを目指しまして、出生率の向上や社会移動の改善を図るため、重点プロジェクトを中心としまして、さまざまな政策を実施しておりました。

また、施策の効果につきましては、これまで定期的な検証としまして、庁内関係各課との横断的な連携や調整を図りまして、課題や改善点などにつきまして、毎年2回取りまとめております。また、その結果につきましては、外部有識者からの意見を踏まえまして施策に反映するなど、必要な修正をこれまで行っておりました。また、その進捗の状況につきましてはホームページ等を活用しまして、広く市民に公表してまいっております。

今年度につきましては、本市の第1期の総合戦略の総仕上げとなりますので、そうした施策に全力で取り組みながら、第2期総合戦略策定のために、これまでの検証結果に基づいた重点施策等のKPIの進捗、それから、現在と将来予想される、これは国のほうからいろいろ方針が出ておりますが、そうした社会変化を見据えまして、地方創生の新たな展開としての改定を進めていく考えでおります。

資料のほうは、内閣府におきましては6月21日に国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定されて示しております。その中で、この資料の一番下なんですけれども、12月に予定されております国の第2期総合戦略を勘案しまして、地方自治体についても次期の戦略を策定するというような指示が行われております。

続きまして、今回の国のこれは第2期の方向性ですけれども、大きくは国の方向性として、第1期の総合戦略の4つの基本目標と、それから、情報支援、人材支援、財政支援という地方創生版、3本の矢の支援の枠組みを基本的に維持するということです。要するに、第1期の創生の戦略を継続をして、より一層充実強化していくというような方針が示されております。

続きまして、国のほうで継続する中でも新たな視点として、地方創生をより一層強化していくことにつきましては、次の6項目の視点を示しております。主なポイントとしましては、特定地域に多様な形でこれはかかわります関係人口の創出拡大によります将来的な移住推進、Society5.0や

SDGs等の新しい時代の流れの取り込み、さらには民間協働や地方経営といった現在の社会情勢、経済情勢を踏まえたことなどに重点を置くというような新たな視点が示されております。

続きまして、スケジュールですけれども、国のほうの総合戦略の策定スケジュールにつきましては、こちらのような状況となっております、繰り返しになりますが、本年12月までには第2期の総合戦略を策定するというようにしております。

続きまして、茨城県の流れですけれども、茨城県としましては、国の戦略を踏まえた茨城版の第2期総合戦略として、国の基本方針に定められました4つの基本目標を柱としまして戦略を策定すること。また、県の人口ビジョンにつきましても、国に準じまして将来展望の人口2060年の総人口241万人を維持することとしまして、2020年3月までに県版の第2期総合戦略を策定するというような方針を示しております。

かすみがうら市の次の戦略に向けての考えですけれども、こうした国・県の第2期総合戦略の基本方針を踏まえるとともに、本市の実情を踏まえまして、第2期総合戦略の策定を進めてまいります。具体的には、第1期の本市の総合戦略の基本目標及び人口ビジョンを踏襲しまして、策定体制につきましても庁内部長級で構成します総合戦略本部、産官学金労言で構成します有識者会議等を活用しまして、さらに庁内関係各課とも調整を図りまして、必要に応じて県等の関係機関とも調整を踏まえながら策定を進めてまいります。

新たな政策につきましては、第1期戦略の分析と地域住民や事業者等に対しますヒアリング、また、庁内関係各課におきまして近年実施しましたアンケート調査結果などを分析しまして策定してまいりたいと思います。

また、第1期の各施策の評価シートは、次の資料のとおりとなっております。こうしたシートに基づきまして、現在の施策についての分析を進めて、次期の政策につなげていくということで考えております。

続きまして、策定のスケジュールですけれども、今後のスケジュールにつきましては7月から基本調査を開始しまして、9月から10月にかけて庁内関係各課とのヒアリングを実施しまして、10月下旬までに本市の第2期総合戦略の骨子を策定します。その後、有識者のみの皆様からの意見等を踏まえまして、さらに市民の皆様から広く意見を聴取して、必要な修正を加えまして、本年度末までに第2期の総合戦略を策定することを考えております。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の皆様には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時39分

再 開 午前11時40分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

私のほうから、視察研修の報告書についてのご意見がありましたらということで、皆さんに投げかけておりましたけれども、特段修正等の意見はございませんでしたので、配布した内容の状態で議員の皆さんに配布したいと思っておりますので、ご了解ください。

ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の総務委員会を散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前11時41分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二